

1. 活動実施にあたって(活動参加の心得)

宮崎県自閉症協会ならびに、同県央支部、同県北支部の諸活動における参加心得を下記のように定めました。会員の皆様のご理解と、ご協力のほどよろしくお願い致します。

1. 宮崎県自閉症協会ならびに同県央支部、県北支部(以下本会)は、自閉症およびその周辺障がい児・者の療育と福祉およびそのよりよい生活環境の実現を求めて成立された、互助と親睦および研鑽のための団体です。また、賛助会員の協力も頂いております。
2. 本会の主催する諸行事には会員の「声」を積極的にとりあげていくよう努力しておりますが、営利団体ではありませんのですべての責任は会員一人一人が互助の精神で負うこととします。
3. また、事故・破損・ケガ等の保障については、行事保険またはボランティア保険の保障の範囲内とします。
4. 活動をサポートしてくださるボランティアのみなさんは、本会の要請にこたえて参加されるのであって、活動中の万が一の事故(トラブルなど)等に対してはボランティア保険の範囲内において対応するものとし、ボランティアの方々への個人的な責任は問いません。
5. ボランティアの皆さんに対する意見や要望は、その活動を主催する役員会、専門部を通じて行うものとし、緊急の場合を除き個人的な対応はご遠慮ください。なお、託児活動に必要なお子さんに関する情報の提供や謝辞等に関してはその限りではありません。
6. 会員のみなさんは、夏期療育キャンプなど本会の活動に参加される場合やサポートセンター「そしある」の利用の際にも、1～5につきまして十分ご理解の上、ご参加・ご利用ください。

平成23年5月

宮崎県自閉症協会
会長 児玉 真弥

2. 宮崎県自閉症協会 会則

第1条 本会の名称は、「宮崎県自閉症協会」とする。

第2条 本会は、自閉症およびその周辺障がい者の療育・教育・福祉の向上を図るために活動するものである。

* 自閉症の周辺障がいとは、高機能自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、AD/HD（注意欠陥多動性障がい）などの各種発達障がいのことである。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の親睦および他の関連団体との連携。
- (2) 自閉症およびその周辺障がい児・者の療育・教育・福祉のあり方の研修・研鑽活動。
- (3) 自閉症およびその周辺障がい・者の療育・教育・福祉の充実・強化を図るための啓発・広報活動。
- (4) 自閉症およびその周辺障がい児・者の療育・教育・福祉の充実・強化のための、行政機関・関係機関への請願・陳情活動。
- (5) その他、障がい児・者本人や会員とその家族に役立つ活動。

第4条 本会は、本会会則に賛同する者（正会員・賛助会員）によって構成される。

正会員とは本会の活動に参加および運営する資格を有し、賛助会員は活動に参加、ご理解、ご協力いただける全ての方々を対象とする。

第5条 本会の最高議決機関である総会は、年に1回開催する。なお必要な場合は役員会の判断で、臨時総会を開くことができる。

第6条 本会の執行機関である役員会は、2ヶ月に1回の開催を原則としながらも、必要に応じて支部長が召集する。また、役員会は以下のメンバーによって構成する。

会長	1名	本会を代表し、全体を管轄する
副会長	定数は定めず	必要に応じて設置、支部長をサポートする
事務局長	1名	会長を補佐する
事務局員	定員は定めず	活動の運営を担当する
会計	1～2名	会計の任務
会計監査	1～2名	会計の事務を監査

役員は総会で選出し、役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第7条 総会および役員会の定足数は、総員の3分の1とする。ただし正式な委任がある場合はこれを認める。

第8条 総会および役員会での議決においては、出席者の過半数の賛成で可決する。

第9条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてる。なお、年会費は以下の通りとする。（会計年度は、4月1日より翌年3月末日までとする）

- ・正会員 1世帯辺り 初年度入会金 3,000円
年会費 6,000円

年会費6,000円は総会にて徴収する。

総会に出席できない会員は、会計口座に振込みをして支払う。

なお、年度途中の入会については月額500円の月割計算の上徴収、年度途中の

退会については所属年度までの会費を全て徴収する。

- ・賛助会員 年会費 個人 3,000円 団体 10,000円

また、会費未納期間が2ヵ年に及ぶ場合、退会扱いとする

第10条 本会の会員の慶弔に際しては、会としてはこれを行わず、会員相互の個人的な慶弔の裁量に委ねるものとする。なお、障害者本人の成人祝に関しては、本人活動支援の一環として活動費より支出する。

第11条 本会会則の改定は、総会での承認を必要とする。

第12条 役員派遣業務については以下の通りとする。

本会は以下の会に役員を最大1名派遣し、その際の宿泊費、交通費(往復)の全額を負担する。

- ・(社)日本自閉症協会「全国総会」
- ・(社)日本自閉症協会「支部役員会」
- ・(社)日本自閉症協会「九州協議会」

第13条 役員交通費ならびに連絡網責任者通信費は以下の通りとする。

- ・ 県支部役員交通費：役員会出席時に、その都度500円の支給
- ・ 連絡網責任者通信費：会長、支部長、FAX、メール、電話連絡網責任者に年間2,000円の支給(県央支部と折半)

付 則1 本会則は、平成23年5月 日より施行する。

付 則2 本会の組織図は、以下の通りである。

